

（仮称）大垣市立南こども園建設事業設計・施工一括発注業務
共同企業体取扱要領

（趣旨）

第 1 条 この要領は、（仮称）大垣市立南こども園建設事業（以下「本事業」という。）の設計業務、工事監理業務、施工業務（以下「本業務」という。）を実施するに当たって、技術力の集結等により効果的な業務実施ができると認める場合に結成する共同企業体に関し、その適正な範囲と活用について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要領において共同企業体とは、（仮称）大垣市立南こども園建設事業設計・施工一括発注業務共同企業体協定書による共同企業体をいう。

2 本業務の業務区分は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 設計業務

調査業務、基本設計業務、実施設計業務、積算業務及びその関連業務をいう。

(2) 工事監理業務

工事監理業務及びその関連業務をいう。

(3) 施工業務

建築、電気設備、衛生設備、空調設備等の施工業務及び既設南小学校の外構整備並びにその他関連業務をいう。

（構成員の要件等）

第 3 条 共同企業体を構成する企業（以下「構成員」という。）の数は 2 者とし、その構成は、施工業者 1 者と設計業者 1 者とする。代表者となる構成員は施工業者とする。

2 構成員は、次の要件に該当する者でなければならない。

(1) 大垣市業者選定要綱（平成 10 年告示第 144 号）で規定する有資格業者名簿に登載され、かつ、当該工事及び業務に対応するとして定められた業種区分（建築一式又は建築設計）について登録が認められた者であること。

(2) 建設業法に規定する許可業種に係る国家資格を有する主任技術者又は監理技術者及び本業務の要求水準書に記載された、技術者を配置することができること。

(構成員の資格)

第4条 構成員の資格要件は、別に定めるものとする。

(結成方法)

第5条 共同企業体の結成は、自主結成とする。

2 同一の業者は、本事業につき複数の共同企業体の構成員となることができない。

(資格審査申請)

第6条 本プロポーザル方式に参加しようとする共同企業体は、(仮称)大垣市立南こども園建設事業設計・施工一括発注業務共同企業体参加資格確認申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) (仮称)大垣市立南こども園建設事業設計・施工一括発注業務共同企業体構成員表(第2号様式)
- (2) (仮称)大垣市立南こども園建設事業設計・施工一括発注業務共同企業体協定書(第3号様式)
- (3) 同種・類似工事の施工(業務)実績(第4号様式)
- (4) 配置予定技術者等の資格及び工事経験(第5号様式)
- (5) 共同企業体結成の権限を支店長等に委任する場合は委任状

(参加者資格者の認定)

第7条 市長は、前条の申請書を提出した共同企業体について、提出された書類に基づき資格審査を行い、指名委員会の審議を経て、当該事業のプロポーザルに参加する資格を有する共同企業体として認定するものとする。

(存続期間)

第8条 共同企業体の存続期間は、審査の結果、本業務の最優秀提案者に決定した共同企業体にあつては、本事業が完了し、共同企業体の清算が終了するまでとし、最優秀提案者以外の共同企業体にあつては、本業務の事業契約が締結された日までとする。

(適正な実施)

第9条 共同企業体は、各構成員相互の信頼と協調の下に、この要領及び協定書の定めるところにより、本件業務の共同の責任で円滑かつ適切に実施するものとする。

(設計・工事監理・施工体制等の調査)

第 10 条 市は、共同企業体による本業務の円滑かつ適正な実施を確保するため通常の監督業務に加えて、本業務の実施状況について調査し、必要な指導監督を行うものとする。

(構成員の脱退等に関する措置)

第 11 条 共同企業体の構成員のいずれかが本件業務の実施途中において脱退し、除名され、又は破産若しくは解散した場合は、残存する構成員において共同連帯して本件事業を完成させるものとする。ただし、残存する構成員で残業務の適切な設計・工事監理・施工等が困難と認められるときは、事業契約を解除するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第 12 条 共同企業体は、その解散後においても本件業務の契約の内容に適合していないものについて、共同連帯としてその責任に任ずるものとする。

(特別の解除事由)

第 13 条 市は、構成員間の紛争その他の事由により、共同企業体が事業契約を履行しないとき、または、当該契約期間内に履行する見込みがないと認めるときは、催告をしないで契約を解除するものとする。

(契約締結後の提出書類)

第 14 条 契約を締結した共同企業体は、当該契約締結後速やかに次の書類を提出するものとする。

- (1) 共同企業体編成表 (第 6 号様式)
- (2) その他市長が必要と認めた書類

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月22日から施行する。
- 2 この要領は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。